



長野県報

2月21日(木)
平成31年
(2019年)
第3052号

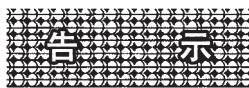
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課).....	1
生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地の変更の届出(地域福祉課).....	3
都市計画事業の認可(都市・まちづくり課).....	3
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(都市・まちづくり課).....	3
長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)等の変更の届出(会計課).....	4

公告

大規模小売店舗舗設地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	4
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課).....	5
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(4件)(都市・まちづくり課).....	6
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	7



長野県告示第72号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成31年2月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称
飯綱町
- 2 事業の種類
(仮称)飯綱町多世代交流施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
長野県上水内郡飯綱町大字普光寺下平地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
(仮称)飯綱町多世代交流施設整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当することから、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)
起業者である飯綱町は、本件事業の遂行について必要な財源

措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

飯綱町は、農業を基幹産業とし、古くは北国街道の宿場町として栄えていたが、生活利便性の低さから子育て世代及び若年層の転出が後を絶たず、近年は急速に人口減少が進むとともに、老年人口割合の増加、若年女性人口の割合減少等が進行している。

このことにより、農業の後継者不足、雇用の場の減少、商店街の衰退及びコミュニティの機能低下を招いており、集落の維持が危ぶまれる状況であることから、集落と町内拠点・中心地域を結ぶ交通手段の確保、町内サービス機能のワンストップ化及び地域コミュニティの形成を図ることが急務となっている。

このため、飯綱町では、複数の政策分野を連携させた「小さな拠点」を形成し、その拠点と町内集落を結ぶ効率的な公共交通体系を構築することにより、町の魅力向上から人口の社会増につなげ、集落の維持存続を図ることを目的として町の中央に(仮称)飯綱町多世代交流施設(以下「本施設」という。)を建設することとした。

飯綱町は、本施設について次の機能を持たせることとしている。

- (7) 生涯活躍、福祉的機能として、飯綱町社会福祉協議会、NPO法人の事務所を設置することで、ボランティア活動

の支援及び活動の拠点とするとともに、障がい者に対する日中サービスの提供を行う。

- (4) 健康増進機能として、パワーリハビリに必要な設備を設置するとともに、インストラクター養成等を行う。
- (5) コミュニティ機能として、多目的交流カフェを整備し、子育て世代の情報交換、学生の自習スペース、ボランティアやサークル活動の場など多世代の多目的な利用の場所を提供する。
- (6) 生活機能を集約するため、地域食材の提供も行う飲食店、地域の商品を取り扱うカフェスペース営業の場所を設ける。本施設はこれらの機能を果たすとともに、商業振興や多世代の様々な人が集まり賑いを生む効果が期待できることから、飯綱町が抱える課題を解消するために必要不可欠な施設である。

以上のことから、本事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本事業の施行により失われる利益

本事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

また、日照については、本施設は平屋建てで周囲に駐車場を整備すること、通風については、施設北側は傾斜地となっており家屋が存在しないことから、周辺への影響はわずかである。さらに、敷地内の雨排水は、地下浸透ますとあわせて雨水浸透施設を整備することから、周辺への影響は少ないものと想定される。

以上のことから、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、利用者の利便性等、社会的、技術的及び経済的観点から選定された3つの候補地を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本事業の施行により得られる利益と本事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本事業を早期に施行する必要性

前記(3)のアのとおり、飯綱町は、人口減少や高齢化等により、農業の後継者不足、雇用の場の減少、商店街の衰退及びコミュニティの機能低下を招き、集落の維持が危ぶまれる状況であり、その解消が喫緊の課題であることから、本事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
飯綱町役場企画課

地域振興課

長野県告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成31年2月21日

長野県知事 阿部守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
地域密着型通所介護	特定非営利活動法人きどころハウス	駒ヶ根市赤穂16530番地4	きどころ宅幼老所	駒ヶ根市赤穂16530番地4	平成30年12月1日
地域密着型通所介護 居宅介護支援	特定非営利活動法人宅老所いこいの家	下伊那郡阿南町富草4022番地	特定非営利活動法人宅老所いこいの家	下伊那郡阿南町富草4022番地	平成30年11月1日
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	社会福祉法人しなのさわやか福祉会	上伊那郡宮田村4804-1	こまちの家	駒ヶ根市下市場32番3号	平成30年11月1日
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	社会福祉法人しなのさわやか福祉会	上伊那郡宮田村4804-1	こまちの家	駒ヶ根市下市場32番3号	平成30年11月1日

地域福祉課

長野県告示第74号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成31年2月21日

長野県知事 阿部守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
訪問介護訪問型サービス	社会福祉法人南箕輪村社会福祉協議会	上伊那郡南箕輪村2380番地1212	南箕輪村社協指定訪問介護事業所	上伊那郡南箕輪村2380番地1212	上伊那郡南箕輪村2380番地1212	上伊那郡南箕輪村2380番地1079	平成30年12月13日
訪問介護訪問型サービス	医療法人中辛勤労者医療協会	松本市市上9番26号	松本協立ホームヘルパーステーション	松本市市上11-7	松本市市上11-7	松本市市上10-6田中ビルB-3F	平成30年12月22日

地域福祉課

長野県告示第75号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をいたしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年2月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
小諸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小諸都市計画駐車場事業 3号 市営相生町駐車場
- 3 事業施行期間
平成31年2月21日から
平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
長野県小諸市相生町二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

長野県告示第76号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可いたしましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年2月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画公園事業 3・3・6号 南向公園
- 3 事業施行期間
平成23年1月20日から
平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

長野県告示第77号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可いたしましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年2月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
下諏訪町

- 2 都市計画事業の種類及び名称
下諏訪都市計画公園事業 5・4・3号 赤砂崎公園
- 3 事業施行期間
変更なし
- 4 事業地
(1) 収用の部分
平成23年3月24日長野県告示第182号及び平成27年3月2日

長野県告示第83号の事業地のうち、長野県諏訪郡下諏訪町字赤砂崎地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分
変更なし

都市・まちづくり課

長野県告示第78号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成31年2月8日、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)等の変更の届出がありました。

平成31年2月21日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	上伊那自家用自動車協会	伊那市上の原6002-1	伊那市上の原6002-1 上伊那自家用自動車協会
旧	長野県自家用自動車協会 上伊那支部	伊那市中央5007	伊那市中央5007 長野県自家用自動車協会 上伊那支部

会計課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成31年2月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
あぐりモールふじみ
諏訪郡富士見町落合南原山9984-1025ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
信州諏訪農業協同組合
諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名(変更前)

名称	代表者氏名	住所
五味 佳子	-	諏訪郡富士見町立沢163
(株)しまむら	野中 正人	埼玉県さいたま市宮原町2-19-4